

原発賠償関西訴訟を 応援してください！



第7回
本人尋問！

大阪地方裁判所 大阪市北区西天満2-1-10 (下記地図)
2024年 第45回期日 2月29日(木)10:00～(202号法廷)

第8回
本人尋問！

2024年 第46回期日 4月25日(木)10:00～(1009号法廷)

★両日とも法廷に入れなかった方のために、弁護士会館920号室（部屋変更の可能性あり）で、法廷外企画を予定。同じ部屋で昼と夕方にミニ報告集会を予定しています。

失ったもの

原発事故当時の福島は窓を閉めきり、むやみに外出することも出来ず子どもたちが外で遊ぶ笑い声も一切聞こえない状況でした。そんな中、子どもたちの健康を考え大阪への母子避難を決めました。

まず思ったことが「同じ日本なのにこんなにも違うんだ…」ということ…。それは人々が何の不安もなく外を歩き、子どもたちが公園で楽しそうに遊んでいる光景は福島の異常な状況から来た私にとってあまりにも衝撃でした。避難後、安全な場所で暮らすことのできる安堵感はありました。初めての場所で右も左もわからず、頼れる夫も知人もいない不安との闘いでもありました。

街行く家族を見れば母と子だけの私たちはボッカリと穴が空いた寂しさを感じ、家族団欒というごく普通の幸せな時間も思い出も失いました。そして、母子避難から5年ほど経った頃に、私と夫の生活の考え方の違いに少しずつズレが出てくるようになりその溝は埋まることなく離婚という形になってしまいました。12年経った今、私と子どもたちは福島で生活していますが放射線のことを全く考えず過ごしている訳ではありません。山菜やきのこは検査をしていて食べられない物もあったり、病気になれば被曝が原因なのか不安に思い、健康のリスクが増えたように感じます。この原発事故により失ったものはとても大きく、人生を狂わされてしまった気持ちでいっぱいです。

原発も地震も多い日本で福島の悲惨な事故を二度と繰り返すことのないよう伝え続け、安全な日々であることを切に願います。

原告：渡邊 美華



■原発賠償関西訴訟弁護団

大阪市北区西天満 4-11-22

阪神神明ビル9階902号室 梅田新道法律事務所

Tel.06-6316-8824 Fax.06-6316-8825

(担当弁護士：白倉典武)



ブログ

KANSAI サポーターズ

検索

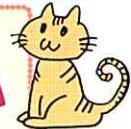
<http://kansapo.jugem.jp/>

■お問い合わせ：KANSAI サポーターズ（原発賠償関西訴訟の応援団）

大阪市北区西天満 2-8-1 大江ビル 405号 ☎070-5658-9566



原発賠償関西訴訟 ナゼ? なに? Q&A



Q この裁判で関西だけですか？

A. いいえ、日本中で10,000人以上が訴えています！
(2017年7月現在)

2013年3月、福島地裁への訴えを皮切りに、北海道から九州まで、日本中の避難者が東電と国を相手に提訴しています。近畿エリアでも、京都、兵庫、関西と3つの原告団が結成され、合計510名の原告が立ち上りました。

Q 関西訴訟って、何人の原告がいるの？

A. 2013年9月17日第一次提訴、12月18日第二次提訴、2014年3月7日第三次提訴、2016年3月3日第四次提訴と、計243人が原告になりました。

原告団の多くは家族です。おじいちゃん、おばあちゃん、パパ、ママ、子どもたち、赤ちゃんも原告です。原発事故被害は、世代、立場に関係なく、すべての人に及ぶのです。



Q なんで裁判するの？東電から賠償金も出たのでは？

A. 東電の補償と範囲は限られたものであり、不十分です。
対象となっていない人がたくさんいます。

東電は、補償の対象となる地域をせまく区切り、一部の人だけを補償の対象として、すべてを終わりにしようとしています。それ以外の区域の人の大半は切り捨てられました。福島県を中心に関東～東北の広大なエリアが汚染されました。今もそこに住む人にも、関西に避難した人の中にも、東電の補償の対象になっていない人がたくさんいます。また、東電が補償を認めた区域の人たちも、個々の事情はまったく考慮されず、謝罪もなく、一方的に東電が勝手に決めた金額を押しつけられただけでした。その時の怒りゆえに、今回の訴訟に踏み切った人も多数います。

ふだんのくらしの中で「裁判所に行く」ことって、めったにないですよね？福島原発事故によって関西に避難してきた私たちも、裁判の原告になるとは思っていませんでした。「原発賠償関西訴訟」は、原発事故で被害を受けた私たちが、**避難する権利、とどまる権利、帰還する権利**を訴える裁判です。つまり「人の命」と「健康」と「ふつうの人間らしい暮らし」が守られることを何より望んでいます。こうした私たちの取り組みに、ぜひ皆さんのお力を貸してください。

お願い

「原発賠償関西原告団」並びに「KANSAIサポーターズ」では、活動のためのカンパを募っています。原発事故がもたらした避難生活の窮状を、ひとりでも多くの方に知っていただくために、皆さんのご厚意を活用させていただきます。

サポーターに
あってください！

避難生活をしながらの訴訟。どちらも初めてのことでのこと、とまどうことがいっぱいです。そんな時、私たちの活動を応援してくれる人がいるだけで、心の支えになります！

登録は kansaisapo@gmail.com まで

Q この裁判の目的って？

A. この裁判の目的は3つあります。

① 東京電力福島第一原発の真相の究明と責任の追及
現在、複数の事故調による報告書が公開されていますが、いずれも国の法的責任を認めていません。国の避難者に対する施策が極めて不十分なのは、責任の所在が曖昧だから。まずはここから始めます。国と東電の責任を明らかにできるのは、司法の力だけ！

② 損害の完全賠償

東電に対する直接請求をしても、原子力損害賠償紛争解決センター(原発ADR)に賠償を求めて、驚くほど不十分！区域外の人も同じように被害を受けているのに、まったく対応してもらえないケースが大半です。損害の完全賠償もこの訴訟の目的のひとつです！

③ 被災者全員に対しての暮らしの支援を！

被災地にとどまった人、避難した人、帰還した人、原発事故は多くの人の人生を翻弄しました。しかし、国の被災者に対する施策は極めて不十分です。特に区域外からの避難者に対しての必要な支援はほとんどありません。國のこうした姿勢を改めさせ、被害にあったすべての人が「ふつうの暮らし」を取り戻すための、行政による施策…それを実現することが、この裁判最大の目的です！



本人尋問期日

【2024年】

- 第47回… 9回目…5月30日(木)10時～17時 大法廷202
- 第48回…10回目…7月11日(木)10時～17時 大法廷202
- 第49回…11回目…9月5日(木)10時～17時 大法廷202
- 第50回…12回目…10月17日(木)10時～17時 合議法廷1009
- 第51回…13回目…11月28日(木)10時～17時 大法廷202

■原発賠償関西原告団

ゆうちょ銀行 四一八支店 【預金種目】普通預金 【口座番号】7905624
【なまえ】ゲンバツバハイショウカンサイゲンコクダン

■KANSAIサポーターズ

くゆうちょ銀行から
【記号】14380 【番号】83649451 【なまえ】カンサイサポーターズ
くゆうちょ以外の金融機関から
【店名】四三八(ヨンサンハチ) 【店番】438 【預金種目】普通預金
【口座番号】83649451 【なまえ】カンサイサポーターズ